

第61次南極地域観測隊員候補者の公募について

＝ 設営部門（調理、医療、環境保全、野外観測支援）の各担当隊員（越冬隊） ＝

概要

南極地域は、その地理的特性と地球環境モニタリングの面から、科学研究や観測上欠かすことのできない重要な地域です。我が国は、1955年11月の閣議決定に基づいて、南極地域観測統合推進本部（事務局：文部科学省、以下「南極本部」という）の下で、国際地球観測年（第3回極年）を契機に1956年度から国家事業として南極地域に観測隊を派遣して観測活動を継続的に実施し、2017年29年1月には、昭和基地開設60周年を迎えました。その観測史上においては、オゾンホールや大量の隕石の発見、オーロラ発生機構や大陸氷床コアによる過去72万年の気候変動の解明及び南極生態系の解明など、多くの科学的な成果をあげてきており、2016年（第58次）からは、**南極地域観測第IX期6か年計画**に基づいた観測計画を実施しています。

南極地域観測事業の実施中核機関である大学共同利用機関法人 情報・システム研究機構 国立極地研究所（以下、「国立極地研究所」という）では、従来、主に関係機関や大学・研究機関などからの推薦に基づいて隊員候補者の選考を実施してきましたが、2004年度からは、一部の分野において、広く有為な人材を募るため、公募による募集を実施しています。

この度、2019年秋に日本を出発する第61次南極地域観測隊の編成に当たり、国立極地研究所が担当する設営部門のうち以下に示す特定の分野について、広く観測隊員候補者（国立極地研究所の期限付き職員として雇用）を公募することといたしました。

募集要項（各資料については、青字の資料番号をクリックしてください）

<重要：募集にあたって>

公募時点で2019年度予算が成立していないため、この後の予算状況等の変化による計画変更等により公募内容が変更されることもあります。その場合、分野によっては公募開始後であっても募集が中止となる可能性がありますので、予めご承知おき下さい

また、昭和基地周辺の海水状況は毎年変化しており、南極観測船「しらせ」の砕氷航行をはじめ物資輸送など観測隊の計画遂行に影響を及ぼしています。南極地域観測事業は、このように観測・設営計画が縮小・中止となる可能性を常にはらんでおり、その場合、観測隊員の業務に直接的な影響を及ぼします。応募の際は、このような事情から業務内容が当初計画から変更される可能性があること、昭和基地への派遣期間が変更となる可能性を含んでいることを、予めご承知おき下さい。

1. 募集する隊員の担当分野、人数等

募集を行う分野は、調理（越冬隊）、医療（越冬隊）、環境保全（越冬隊）、野外観測支援（越冬隊）です。募集人数、職務内容及び条件（必要な又は望ましい能力、経験、資格等）については（[資料1](#)）をご覧ください。

2. 応募について

（1）応募にあたっての留意事項

南極は極寒、強風、極夜の存在など、自然環境の過酷な場所です。また、南極での行動中は文明圏と隔離された少人数からなる閉鎖社会となり、国内とはかなり異なった条件下で業務に就くこととなります。職務に必要な専門的知識・経験を有することはもとより、心身ともに健康で協調性があり、歴史ある国家事業に従事する観測隊員としての自覚と責任を持てることが条件となります。

詳しくは、①南極地域観測隊員として観測事業に携わることについての説明（資料2）

②南極における医療の現状と限界についての説明（資料3）

をご確認ください。

なお、「南極における医療の現状と限界についての説明」については、本公募で選考され、隊員候補者となった後、改めて説明したうえで、その後、承諾書（資料4）を提出して頂きますので、予めご承知おき下さい。

（2）応募書類

応募書類として以下1）～3）の書類をご準備ください。様式の指定のあるものは、必ず指定された様式をご利用ください。古い様式の書類でご提出いただいても受理できません。また、応募書類に不備があった場合、選考の対象とはなりませんのでご注意ください。万一、応募書類に虚偽や事実と異なる記載があった場合は、雇用開始後であっても雇用を取り消すことがあります。

1）応募用紙（様式1）（PDF／WORD）

応募用紙の記入は、PC入力可能ですが、氏名欄は自筆で記入し、必ず押印してください。自筆署名及び押印の無いものは受理できません。

2）推薦状（2通）

推薦状は、以下の要領で別々の推薦者のものを2通作成してください。

- ・ 推薦状は、親族関係にある者以外が作成すること。
- ・ 少なくとも1通は、現在の職場の代表者、所属長もしくは上司が作成したものが望ましい（現在本人が自営等で代表者の場合は、旧所属の代表者、上司、主な取引先など）。
- ・ 過去観測隊に参加経験のある方が応募される場合、参加隊次の隊長・副隊長には推薦状を依頼しないで下さい（参加隊次の隊長・副隊長が作成した推薦状は受理できません）。
- ・ A4サイズ、1枚以内とし、表面のみで書ききれない場合は裏面を利用すること。
- ・ 応募者の氏名及び推薦状作成者の住所、氏名、電話番号（あればメールアドレス）、作成年月日が明記されていること。場合によっては推薦者に連絡することがあります。
- ・ 推薦状作成者と応募者との関係が明確に記載されていること。
- ・ 推薦理由には協調性や適応能力などの資質、本公募に当たって必要とされている能力、経験及び資格のレベルについて分かりやすく記載されていることが望ましい。
- ・ 推薦状は必ず推薦状作成者本人が署名し、封印したものに限る。
- ・ 推薦状の数量は選考に影響致しません。然るべきものが2通あれば応募資格を満たしますので、大量の手配・同封はしないようにしてください。

3）健康状況のわかる書類

下記の書類を準備してください。①②は必須、③は該当する場合のみです。

①南極地域観測隊員候補者健康調書（一部抜粋）（様式2）（PDF／WORD）

本調書は、観測隊員候補者となった後に提出いただく健康判定に要する書類の一部抜粋版です。公募時点での健康状態及び既往歴について、正確に漏らさず記載してください。

②所属先等での直近の健康診断結果（写可）

③現在かかっている病気等がある場合はその診断書（写可）

（3）応募方法

上記応募書類1）～3）を以下の応募書類送付先まで郵送してください。郵便事故等による未着についての責任は国立極地研究所では負いかねますので、心配な方は書留にしてください。また、郵送時は、封筒に「南極地域観測隊員候補者応募書類在中」と必ず朱書きしてください。朱書きのない場合、応募意思が確認できないため、受理できません。

(4) 応募締切

2018年11月26日(月) 17:00必着 (締め切りを過ぎて到着した場合は受理できません)

(5) 応募書類送付先

〒190-8518 東京都立川市緑町10-3

大学共同利用機関法人 情報・システム研究機構 国立極地研究所

南極観測センター 企画調整チーム (TEL: 042-512-0780)

3. 隊員候補者選考方法等

選考は、下記により実施します。

(1) 選考主体

国立極地研究所南極観測委員会のもとに置く観測隊編成・隊員候補者選考分科会が選考を行います。

(2) 選考方法

第1次選考を書類選考で、第2次選考を面接で行います。

(3) 選考スケジュール(予定)

選考は以下のスケジュールで行う予定です。

①第1次選考(書類選考) : 12月上旬

②第2次選考(面接) : **12月18日(火)～21日(金)の間** (9/14付けで変更しました)

第2次選考対象者には、第1次選考終了後直ちに面接日時を通知します。面接は、国立極地研究所で行います。なお、面接に要する交通費は、各自でご負担ください。

③選考結果通知

第1次選考の結果は12月中旬、第2次選考の結果は12月末までに郵送で応募者に通知する予定です。

(4) 選考の観点

以下の資質、条件を満たすかの観点から選考を行います。

①観測隊員に求められる資質(資料5)

②各分野で求められる条件(資料1)

(5) 補欠選考

選考された候補者がその後の健康判定で不合格になった場合に備え、補欠候補者の選考を行うことがあります。

4. 選考以降の隊員決定までの手続き・スケジュール等

選考の結果、隊員候補者として適格と判断された者については、観測隊参加の意思を確認した上で「隊員候補者」として国立極地研究所への雇用含め諸手続きを開始します。

(1) スケジュール(予定)

- | | |
|---------|-------------------|
| ①身体検査受検 | : 2019年1月中 |
| ②冬季総合訓練 | : 2019年2月25日～3月1日 |
| ③健康判定 | : 2019年4月頃 |
| ④雇用手続開始 | : 健康判定合格以降 |
| ⑤夏期総合訓練 | : 2019年6月17日～20日 |

- ⑥南極地域観測統合推進本部総会：隊員決定 : 2019年6月後半
⑦国立極地研究所に採用 : 2019年7月1日

(2) 身体検査受検

本公募で選考された段階では隊員「候補者」であり、隊員としての正式決定に向けて国立極地研究所が指定する病院（東京都内）で身体検査（資料6）を受検していただきます。特別な検査項目を含むため、最大3日間程度かかることを承知しておいてください。

日程は、2019年1月中の国立極地研究所が指定する日時で行っていただく予定です。日時の指定は、選考結果の連絡と併せて12月中に行います。なお、身体検査に要する検査費用及び旅費（交通費及び宿泊費等）は、国立極地研究所が負担します。

(3) 健康判定と隊員決定

身体検査結果をもとに国立極地研究所の極地観測隊員健康判定委員会において健康判定（判定基準：1年4か月の出張期間中、南極での活動に支障のない健康状態であること）を受け、**判定に合格した者だけを国立極地研究所から正式な隊員候補者として南極本部に推薦します**。その後、南極地域観測統合推進本部総会での承認を以て観測隊員として正式決定します。

このように、本公募のプロセスにおいて健康判定は、書類選考（一次）、面接選考（二次）に続く実質的な最終選考との位置づけになります。

なお、健康判定の過程で、再検査を求める場合があります。再検査を求められた場合は、指示に従って速やかに受検してください。再検査に要する経費は旅費も含め、国立極地研究所が負担します。また、出発前までに治療を受けることを条件に健康判定で合格となる場合があります。その場合は、指示に従って治療を受け、その結果を報告していただく必要があります。なお、治療に要する経費は各人で負担いただく必要があります。

重要：健康判定で不合格となった場合、観測隊への参加が不可能なため、国立極地研究所における雇用は即取り消しとなります。

(4) 冬期総合訓練と夏期総合訓練

観測隊の用務の遂行に万全を期するため、隊員候補者を対象に冬期及び夏期の総合訓練を実施します。冬期、夏期のそれぞれの訓練目的は以下の通りです。

- ①冬期訓練：隊員候補者に対し冬期の寒冷地において雪中行動等に関する各種の訓練を実施し、観測隊員としての適応性を把握すること。
- ②夏期訓練：隊員候補者に対し各種訓練や講義を行い、観測・設営計画や危機管理等についての理解を深めてもらうこと。

本公募で募集する隊員候補者は必ず両訓練に参加していただく必要がありますので、予めご承知おき下さい。なお、訓練に要する経費及び旅費は国立極地研究所で負担します。

5. 雇用条件等

健康判定で合格となり、南極地域観測統合推進本部総会で隊員として決定した場合、以下の条件で国立極地研究所が雇用します。

(1) 身分

「情報・システム研究機構国立極地研究所特定有期雇用職員就業規則」（資料7）で定める、特任技術専門員として雇用します。

(2) 雇用期間

2019年7月1日 ~ 2021年3月31日

※重要：冒頭の<重要：募集にあたって>に関連して、計画の変更に伴う派遣期間の変更が発生した場合、雇用期間については別途相談させていただきます。

(3) 給与等

1) 給与は「情報・システム研究機構国立極地研究所特定有期雇用職員就業規則」(資料7)に基づき、月額基本給を毎月支給します。所謂ボーナスに相当する部分は、月額基本給に含まれています。

月額基本給は、健康判定合格後、雇用のための書類提出を経た後、年齢・経験等をふまえ個別に算出して雇用開始前に連絡します(一次選考を通過した時点で、目安となる額を示します)。

2) 月額基本給のほかに、通勤手当(2 km以上の距離を交通機関等を利用して通勤した場合に支給)、時間外手当(所定の勤務時間を超えて勤務を命じられた場合)、極地観測手当(南緯5度以南=南極域での勤務期間が該当)が支給されます。

(4) 観測隊員として南極に出張し、国内に不在となる期間(予定)

第61次隊に関する日程の概要は、(資料8)のとおりです。今回の募集はすべて越冬隊の募集であり、南極への出張期間は、2019年11月下旬~2021年3月下旬(約1年4か月間)を予定しています。

6. 個人情報保護

本公募に関連して提出された個人情報については、選考の目的に限って利用し、選考終了後は、採用された方の情報を除き、全ての個人情報は責任を持って廃棄します。

7. 参考

(1) 公募以外の分野について

今回の公募とは別に、現在所属する会社、大学、研究機関等の身分のままで、国立極地研究所が南極本部に隊員候補者として推薦する者を選考しています。

(2) 参考文献について

南極観測隊の仕事内容については以下の本が出版されていますので、参考にしてください。

書名：南極観測隊のしごと 観測隊員の選考から暮らしまで

著者：国立極地研究所南極観測センター編

出版社：(株)成山堂書店

ISBN：978-4-425-57071-3

8. 問い合わせ

本公募に関する問い合わせ先は以下の通りです。ご不明な点がございましたら、何なりとお問い合わせください。

〒190-8518 東京都立川市緑町10-3

大学共同利用機関法人 情報・システム研究機構

国立極地研究所南極観測センター企画調整チーム

TEL：042-512-0780 E-mail：ant-pact@nipr.ac.jp

第61次隊『設営部門』公募分野一覧（担当と職務内容・条件）

○越冬隊

担当	募集人数	職務内容	条件	公募整理番号
調理	2	昭和基地における隊員30名程度の毎日の調理業務、食材の管理、調理機器の保守管理及び各種野外調査における行動食の準備等を行う。 出発前（国内）は食材、調理用品、消耗品等の調達及び梱包作業等を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 調理師免許ならびに十分な実務経験を有し、現に調理業務に従事していること。 越冬中の食材管理や出発前の食材の調達、各種報告について、PCによる事務作業ができること。 	S-1
医療	2	昭和基地における医療業務及び観測隊員の健康管理等を行う。また、医薬品及び医療器具等の備品管理を行う。 出発前（国内）は医薬品や備品等の調達及び梱包作業等を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 医師免許ならびに臨床経験を有し、現に医療業務に従事していること。 医薬品等の管理や物品の調達、各種報告について、PCを用いた事務作業ができること。 医学研究を担当する可能性があり、対応できること。 越冬期間の前後において、内陸調査旅行に同行する可能性あり。 	S-2
環境保全	1	昭和基地において、廃棄物の収集・分別、可燃物・生ゴミ等の現地処理（焼却炉運用等）、持ち帰り廃棄物の収集・梱包・保管、及び污水处理装置の維持管理等を行う。 出発前（国内）は必要な資材の調達及び梱包作業等を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物処理の実務経験、または污水处理装置等の知識を有すること。現在も実務についていることが望ましい。または、宿泊施設を有する山小屋など、へき地施設の総合的な管理・運営経験を有していること。 出発前の調達業務や越冬中の業務報告書作成等について、PCを用いた事務処理が滞りなくできること。 	S-3
野外観測支援	1	昭和基地及び周辺の沿岸・内陸フィールドにおいて、野外観測・設営作業の活動支援並びに安全管理、それに関わる各種講習や装備品の管理等を行う。 出発前（国内）は装備品等の調達や共同装備の仕分け、梱包作業等を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 本格的な登山経験（国内の厳冬期、海外の高峰、氷河上での行動等）並びに救助、登山装備に係る知識を十分に有し、現に登山ガイド等の業務に従事していること。 昭和基地において、野外活動の安全管理・レスキュー活動の実施並びに隊員への安全教育・講習ができること。 装備品の管理や物品の調達、各種報告・データ整理について、PCを用いた事務作業ができること。 越冬期間の前後において、内陸調査旅行に同行する可能性あり。 選考にあたっては、公益社団法人日本山岳ガイド協会認定登山ガイドⅢ以上の資格または同等の経験を有することを目安とする。 	S-4

南極地域観測隊員として観測事業に携わることについての説明

(1)はじめに

南極地域観測は、国際協力の下に日本国が実施する事業の一つです。事業の遂行に当たっては、極地科学に関する研究や観測及び業務に係る複数の機関が担当分野の責任を負い、文部科学省に置かれている南極地域観測統合推進本部が省庁横断的にそれらを統合推進する責任を負っています。

日本の南極地域観測は、1957年(昭和32年)1月29日、南極大陸リュツォ・ホルム湾にある東オングル島に昭和基地建設を決めて以来、半世紀以上にわたって実施されています。この間、輸送に必要な船舶の老朽化等により一時中断があったものの、1961年(昭和36年)の南極条約の発効、極地観測継続の重要性などから南極地域観測事業は再開されました。その後、南極大陸にある日本の観測基地は、拡充整備され、観測と研究が中断することなく実施されています。世界的な観測網の拠点として、定常的な気象観測の継続実施やオゾンホールが発見、研究プロジェクトとしての月隕石・火星隕石を含む世界最多級の隕石の採取、氷床掘削で得た氷床コアの解析による過去数十万年にわたる気候変動の解明及び生態系や大気中の二酸化炭素量のモニタリングによる環境変動の研究など多くの観測研究の成果を得ています。

南極地域観測隊は、観測計画と設営計画の下に、毎年、新たに編成されます。南極地域に派遣される観測隊員は、上記本部長(文部科学大臣)から「観測隊員委嘱」をされます。隊長、副隊長及び隊員で組織される南極地域観測隊は、『南極観測の実施に必要な用務を一体となって遂行する。』ことが南極観測への参加を決定した1955年(昭和30年)11月の「閣議決定」のなかに示されています。

このように南極地域観測隊(JARE:Japanese Antarctic Research Expedition)は、極地観測における日本のナショナルチームといえます。

(2)観測隊員に必要なナショナルチームの一員としての自覚

南極地域観測事業は、国の事業として多額の税金が投入され実施されています。その業務は国から「隊員委嘱」を受けた隊員が、観測隊長の命を受け実施するものであるということを全員が自覚しておかなければなりません。隊員一人一人の行動が観測隊の活動結果として南極本部へ報告されます。隊員は、極地観測における日本のナショナルチームを構成する誇りと意識を持って任務を遂行するとともに、国民の南極地域観測に対する信頼を損なうことのないよう、自らの行動に責任を持つ必要があります。

(3) 観測隊員として応募する前に理解すべきこと

1) 家族や職場との十分な意思疎通が必要なこと

南極地域という特殊な環境に赴くことは、家族や職場等の支援なしには成立しません。観測隊員となることについて、十分な説明のうえ理解と協力が得られることが第一歩です。特に家族にとっては、大きな決断を必要とする事柄です。不在中に予想される家庭や職場での諸事情への事前対処は、当然なすべきことであり、隊員は、南極地域に在る間にも家族や職場との十分な意思疎通を図ることが必要です。

これらの個人的事情について、なんらかの憂慮がある場合や問題が解決できない場合は、観測隊員となるべきではありません。

2) 必ずしも日本国内と同じ生活環境、職場環境ではないこと

南極への輸送は、地理的、財政的及び輸送体制の制限から優先順位をつけて必要最小限の物資を船積みします。従って、日本国内と全く同様の生活環境を保証するだけの、十分な物資を搬入することはできません。しかし万一、次の観測隊との交代が遅れた場合に備えて、1年分の燃料の備蓄と予備の食料は確保されています。また、昭和基地内のインフラは整備が進み、生活に必要な施設、設備が整っています。このような、限られた条件下にある極地での滞在には、何事にも優先順位や制限があり、それに従わざるを得ない場合があることを承知しておかなければなりません。

3) 医療環境の実情を理解し、納得すること

昭和基地の医療体制は、現在南極で越冬観測を実施している諸外国のものに比べ格段に優れたものです。しかし、南極地域という地理的事情は、救急、リハビリといった部分には厳しい医療環境をもたらします。

隊員候補者となった段階で、機会を設けて詳しい説明がありますが、特殊な環境下にある南極の医療について十分に理解、納得した上で観測隊員となる決断をすることが必要です。

「南極における医療の現状と限界」についてのインフォームド・コンセントについては、(資料3)を熟読し、現状と限界を理解した上で応募してください。

4) 相互協力が欠かせないこと

「観測隊員としての業務を遂行する」に当たっては、隊員数が限られていることから、分野が異なる担当隊員相互の協力が不可欠です。基地機能の維持に必要な作業を実施するために、各人の担当分野以外の作業が命じられることがあります。

特に、作業計画が多い夏期作業期間においては、限られた人数、物資及び厳しい自然環境の下での業務遂行のため、作業時間が長時間に及ぶことも珍しくありません。このような時期においても、観

測隊長の命令に従い各人の協調性と専門的能力をもって、一致団結して事にあたる必要があります。

5) 自分の身は、自分で守ること

各人が安全に対する意識を高める必要があります。観測隊全員の無事の帰国が「一体となって業務を遂行する責任」を果たした証の一つでもあります。基地の施設や設備が進歩しても南極の自然環境は不変です。隊員の事故は、多くの方面に影響を及ぼすものであることを自覚しておかなければなりません。

危険防止については、機会ごとに提供される情報やマニュアル等を確認しておくとともに「自分の身は自分で守る」という基本原則を常に念頭に置いておく必要があります。

特に観測隊は、業務の遂行に必要な専門家による限られた人員で構成された集団であるため、万一発病等で職務の遂行ができなくなった場合、余人を充てるのが困難な状況になります。発病は、事故と同様に個人のみならず観測隊の活動にも大きな影響を及ぼすものであることを自覚して日々生活することが必要です。

南極地域という特殊な環境での生活において、隊員は、医療担当隊員により実施される健康指導を守り、円滑な集団生活の創造に進んで協力するなど、身体、精神の両面の健康について自己の責任で管理しなければなりません。

6) 環境保護のため行動に制限があること

南極地域の環境保護については、「環境保護に関する南極条約議定書」、同附属書及びこれらに係る国内法が定められており、南極地域に立ち入る者の全てが「行動計画の確認申請」を行う対象になっています。これは南極地域で行う予定の行動について、環境大臣に申請し確認を受けたものに限られるので、申請に当たっては事前に十分な行動の確認が必要であるとともに、現地にあつては確認を受けた以外の行動をしてはなりません。また、個人で石を持ち帰ること、動物に接近して驚かす等の行為の禁止や廃棄物の抑制と制限など法律により禁止又は制限される行為について充分理解し業務を遂行する必要があります。

南極における医療の現状と限界

南極は過酷な環境にあり、そこでの観測活動と設営作業は、国内とは比較にならない危険を伴うものとなります。日本の観測隊は、そのなかで隊員の生命と健康を守るための医療施設や治療薬の整備拡充を図ってきました。

しかしながら、南極という特殊な環境から、医療の面では数々の制約があり、国内と同等の医療水準を確保することは困難です。観測隊に参加するにあたり、以下に述べる医療の状況と限界について十分に理解し、承諾していただく必要があります。

①基本的設備について

日常業務および生活でおきる病気、怪我に対しての治療、処置は可能です。昭和基地には、外科的手術が可能な設備が整えられていますので、国内の一般病院の急患外来と同等の治療が可能です。

②緊急搬出について

国内では、一般の病院で対応困難な難病や重症患者の場合には、さらに高度の医療を行うため専門病院に移送する場合があります。南極は、昭和基地の近傍に他の基地はなく、昭和基地以上の医療水準をもつ基地もありません。南極圏から高度な治療が可能な大陸(オーストラリア、南アフリカ、南米など)への緊急搬出は、夏の一時期を除いて通常ありません。

夏期には砕氷船の緊急活用、諸外国や基地の協力による航空路活用などの可能性はありますが、冬期の救出活動は絶対に不可能です。

③薬について

現地で発症した病気や怪我の治療薬は、考えられる種類と量を備えていますが、もともと持病があり使用している薬がある場合は、医療担当隊員と相談の上、別途自費で一年分を準備することになっています。もし、持病を隠したり甘く見て、必要な薬を持ち込まなかったり量が不足すると、万一重症化した時には、上述したように文明圏から取り寄せることは不可能です。

直接命にかかわることの少ないアレルギーなどを含め、何らかの薬を常用しているような場合には、先ず隊の医療担当隊員と相談し、必ず準備をして出発して下さい。

④医師体制

医療担当隊員が2名越冬します。これは諸外国の基地では、通常医師が1名であることに比べて手厚い配置となっています。また、隊員の選考の際には、南極において求められる医療技術と経験を備

えた医師を選抜しています。医療水準や領域については、越冬する医師の専門分野の違いにより毎年多少の違いがあるため、専門外については出発前に必要な研修を行っています。さらに国内の専門医師のサポートを受けられるよう、テレビ電話通信を利用した遠隔医療システムも整備されています。

しかし、看護師、検査技師、放射線技師などは配置されていません。人手が必要な場合には医師以外の隊員の協力を得てこれらの業務を行っています。通常、国内では外科手術の場合、外科医2名、麻酔科医1名、看護師2名で行なわれることと比べると、さまざまな医療業務に支障や制限が生じることは残念ながら避けられません。

⑤後遺症について

昭和基地の医療施設は急性期疾患を中心とした設備を備えており、慢性期や機能回復訓練を想定していません。そのため国内では残らない後遺症や機能障害が、南極では発生することがあります。

⑥野外活動時のリスクについて

野外調査中の事故や急病については、さらに治療上の制約があります。また、昭和基地へ迅速に収容することも困難な場合があります。

⑦妊娠および出産について

妊娠および出産は昭和基地の医療体制整備に当たって考慮されていません。そのため昭和基地では妊娠・出産にともなって生じる疾病(流産、胎盤剥離、妊娠中毒症、帝王切開、未熟児医療など)に対応することができません。このため、母体に生命の危機が生じたり、救援のために観測計画の大幅な縮小、変更を余儀なくされたりすることが予想されます。

女性越冬隊員については、砕氷船が帰国する時点で妊娠反応試験を実施することを承諾していただきます。その結果によっては、越冬の中止・帰国が命令されます。

⑧個人情報の扱いについて

隊員候補者の健康判定のために実施した個人健康診断データ及び、南極行動中に得られた定期健康診断を含む医学医療データは、昭和基地における健康管理や安全性向上のための貴重な基礎資料となります。将来的な医療改善と医学研究推進のため、個人を特定できない形で活用することを承諾していただきます。

また、通信回線を用いた遠隔医療の運営や情報交換に際しては、暗号化などの対策を行いますが、その保護には限界があることを了解してください。

⑨越冬の中止・帰国命令について

砕氷船が帰国する時点で医師により、越冬中の身体上の安全に問題があると診断された場合、隊長はその隊員に越冬の中止・帰国を命令することがあります。

⑩まとめ

南極においては国内とまったく同じ水準の医療を受けることはできません。その結果、国内では救命できても南極では救命できない場合や、国内では残らない後遺症が南極では発生する可能性があることは、遺憾ながら避けられません。

ここまで述べた点については、ご本人だけではなく、ご家族の方々にも十分理解のうえ、承諾していただく必要があることを申し添えます。

以上、日本南極地域観測隊における医療の状況と限界、承諾していただかなければならない事項について説明しました。

情報・システム研究機構 国立極地研究所

南極観測審議委員会 設営専門部会 医療分科会

(資料4)

<参考資料：承諾書の提出は正式な隊員決定後となります>

第61次日本南極地域観測隊長 殿

「南極における医療の現状と限界」に示された日本南極地域観測隊の医療の現状と限界、危険について説明を受け、自身その内容を理解した上で家族にも説明し、家族に同意を得た上で観測隊への参加を承諾致します。

第61次隊（夏・越冬）（隊員・同行者）

署名（自署） _____ 日付 _____ 年 _____ 月 _____ 日

この書類の正本は国立極地研究所で5年間保管します。隊員・同行者はコピーを保存してください。

観測隊員に求められる資質

南極は、極寒、強風、文明圏からの隔絶など厳しい環境にあります。その中で業務を遂行する南極地域観測隊は、チームワークが非常に重要であり、観測又は設営に従事する南極観測隊員は、以下のような条件下で自己の能力を最大限に発揮できる資質を有していることが不可欠であり、選考の基準となります。

1. 南極地域観測隊員としての自覚と責任

南極地域観測隊は、60年以上にわたる輝かしい歴史を有しており、かつその観測成果は、国際的協力体制の下で地球環境システムの解明のために活用されている。この名誉ある観測隊の一員としての誇りを常に自覚し、どのような環境に置かれた場合でも、責任ある行動をとることができる人物であること。

2. 心身ともに健康であること

南極という厳しい環境で任務を遂行するためには、強健な身体を有することが求められる。さらに、閉鎖社会の中で他の隊員と共に、業務のみならず衣食住も共にするため、心の健康も重要である。特に越冬隊員については身体能力のみならず、長期間にわたり文明圏から隔絶された南極生活に耐えられるだけの高い精神力・適応力・協調性が必要である。

なお、南極地域観測隊の医療体制は、妊娠及び出産に対応していないため、妊娠している者は、隊員となることができない。(資料3についても参照)

3. 隊長の指示及び諸規則に従うこと

観測隊は、隊長の指揮権下で行動することになっているため、隊長の指示及び命令に従うとともに、隊員となった際に渡される「南極地域観測隊員必携」に掲げてある諸規則を遵守できる人物であること。

4. 観測隊のために積極的に協調性を発揮すること

南極観測隊は限られた隊員で維持されるため、各自が持てる知識・能力をフルに発揮し職務に当たることが必要である。また、担当分野を超えた積極的な交流・協力も欠かせない。例えば、夏期間の作業における設営部門の建設作業の支援、越冬隊における除雪作業など、観測隊及び基地の維持に必要な多くの作業を隊長の命令に従い、一致団結して行うことのできる人物であること。

5. 高度な専門性と柔軟な対処能力

南極観測隊は専門家の集団である。隊員の専門分野における能力及び経験が十分に発揮されてこそ観測活動が成り立つと言っても過言ではない。個々の隊員には高度な専門的能力が求められるのみならず、想定外の問題が発生した場合にも迅速に対処できる幅広い知識と柔軟な対処能力が必要である。このためには、専門分野以外にも意欲的に取り組める人物であること。

健康判定の検査項目（予定）

科名	区分	検査内容
内科	尿検査	沈渣、尿中一般検査（潜血）
	糞便検査	潜血 2回
	血液検査	赤血球、ヘマトクリット、血色素量、白血球、血小板、血液像、PT、APTT、T-スポット.TB
	血清検査	ABO式血液型、Rh式血液型、HBs抗原（RPHA法）、HBs抗体（PHA法）、CRP、RF、HCV
	梅毒検査	RPR、TPHA
	H T L V III抗体検査	感染症血清反応 HIV抗体
	生理機能検査	肺気量分画測定、フローボリュームカーブ、負荷心電図、腹部超音波
	神経学的検査	平衡機能検査、運動機能検査、腱反射検査
	肝臓機能検査	GOT、GPT、AL-P、総ビリルビン、LAP、グルコース、アミラーゼ、LDH、ZTT、TTT、 γ -GTP、総蛋白量、アルブミン、総コレステロール、HbA1C、中性脂肪、HDLコレステロール
	腎臓機能検査	Na、K、Cl、Ca、P、BUN、クレアチニン、尿酸
	胸部X線撮影	大角2枚
	胃カメラ検査	胃・十二指腸ファイバースコープ
	内科診察	問診、打聴診、血圧測定、直腸診
眼科		精密眼底検査（両眼）、矯正視力検査、眼圧検査、色覚検査、細隙燈顕微鏡検査
耳鼻科		標準純音聴力検査、語音聴力検査
歯科		歯科診療一般
	総合判定	
精神科	面接	
	脳波	頭部CTスキャン
	心理テスト	TPI、YG
	総合判定	

(注)・夏隊員候補者は、上記のうち腹部超音波検査及び精神科検査を除く。

- ・55歳以上の隊員候補者は、上記の項目に加えて追加の検査がある。
- ・女性越冬隊員候補者は、上記の他、婦人科に関する検査を行う。
- ・再検査の必要がある場合は、上記以外の精密検査を行う場合がある。

情報・システム研究機構特定有期雇用職員就業規則

〔
平成19年4月1日
制 定
〕
 最近改正 平成30年4月1日

第1章 総則

(目的及び効力)

第1条 この規則は、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第89条の規定及び情報・システム研究機構職員就業規則（以下「職員就業規則」という。）第3条第2項の規定により、情報・システム研究機構（以下「機構」という。）に勤務する特定有期雇用職員の就業に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 特定有期雇用職員の就業に関し、この規則に定めのない事項については、労基法、国立大学法人法（平成15年法律第112号）及びその他の法令の定めるところによる。

(労働協約の優先)

第2条 この規則に定めた事項であっても、労働協約に別の定めがあるときはこれによるものとする。

(定義)

第3条 この規則における特定有期雇用職員とは、期間を定めて雇用する者（職員就業規則の適用を受ける者を除く。）で、1週間の所定の勤務時間が38時間45分である者のうち、原則として1年以上で雇用契約期間を定める者とする。ただし、第37条の規定により期間の定めのない雇用となった者を含む。

2 特定有期雇用職員の名称及び従事すべき業務の内容は、別表1に掲げるとおりとする。

3 前項の規定にかかわらず、特定有期雇用職員の雇用に当たり機構長が特に必要と認める場合には、別表1によらない名称及び職務内容とすることができる。

4 この規則における職員とは、職員就業規則の適用を受ける者とする。

(適用範囲等)

第4条 この規則は、前条に定める特定有期雇用職員に適用する。ただし、一部の特定有期雇用職員の就業等について別段の定めがある場合には、その定めに従う。

(権限の委任)

第5条 機構長は、この規則に規定する権限の一部を他の職員に委任することができる。

(遵守遂行)

第6条 機構及び特定有期雇用職員は、それぞれの立場でこの規則を誠実に遵守し、その実行に努めなければならない。

第2章 任免

第1節 採用

(採用)

第7条 特定有期雇用職員の採用は、選考によるものとする。

2 選考に関し必要な事項は、別に定める。

(配置)

第8条 特定有期雇用職員の配置は、機構の業務上の必要及び本人の適性等を考慮して行う。

(雇用契約)

第9条 特定有期雇用職員の雇用契約期間は、3年（労基法第14条第1項第1号に規定する高度の専門的知識等を有する労働者に該当する特定有期雇用職員については5年）以内とする。

2 前項にかかわらず、雇用契約期間は、競争的資金等の継続する期間を超えることはできない。

3 機構の業務上の必要があり、第1項の雇用契約期間が終了した特定有期雇用職員を引き続き雇用する必要がある場合には、雇用契約期間中の勤務実績等を考慮の上、第1項に規定する雇用契約期間で、かつ前項に規定する期間の範囲内で、雇用契約を更新することができる。この場合、雇用契約については改めて締結することを要する。

4 第1項及び前項の規定にかかわらず、機構に期間を定めて雇用されていた者を引き続いて雇用する場合の雇用契約期間は、当該者との2以上の雇用契約期間を通算した期間が5年（研究等に専ら従事する者（特任教員及び特任研究員等）及び学術支援専門員、学術支援技術専門員の雇用契約期間は10年）を超えないものとする（研究等に専ら従事する者が機構に雇用されていた期間のうち、大学に在学している期間は雇用契約期間に含まないものとする。）。ただし、機構長が認めた場合はこの限りではない。

5 特定有期雇用職員の雇用契約の締結は、年齢が満62歳（別表第1に掲げる特定有期雇用職員のうち特任教員、特任研究員については満65歳）に達する日の属する事業年度を超えて行うことはできない。

6 前項の規定にかかわらず、機構が特に必要と認めた特定有期雇用職員については、前項に定める事業年度を超えて雇用することができる。当該雇用の手続きについては、別に定める。

7 雇用契約の更新により引き続き雇用されている特定有期雇用職員については、雇用契約期間の満了により労働契約を終了させる場合には、少なくとも30日前にその旨予告するものとする。ただし、当該契約期間満了後に更新を行わないことをあらかじめ通知している場合は、この限りではない。

(労働条件の明示)

第10条 特定有期雇用職員の採用に際しては、採用しようとする者に対し、あらかじめ次の事項を記載した文書を交付するものとする。

一 給与に関する事項

二 就業の場所及び従事する業務に関する事項

三 労働契約の期間及び契約更新に関する事項

四 始業及び終業の時刻，所定勤務時間を超える労働の有無，休憩時間，休日並びに休暇に関する事項

五 退職に関する事項

(提出書類)

第11条 特定有期雇用職員に採用が決定された者は，次の各号に掲げる書類を機構が指定する期限までに，速やかに提出しなければならない。ただし，機構は，書類の一部を省略させることがある。

一 履歴書

二 卒業証明書

三 住民票記載事項の証明書

四 健康診断書

五 次項で定める本人確認の書類の写し

六 その他機構において必要と認める書類

2 前項第六号で定める書類の写しは次のいずれかのものとする。

一 個人番号カード

二 通知カード及び写真付き身分証明書等（運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード又は特別永住者証明書）

三 その他行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）で規定する本人確認の書類

3 第1項の規定にかかわらず，機構が認める場合には，第1項各号に定める書類に代わる書類の提出をもって，第1項の書類の提出があったものとみなすことができる。

4 前3項の提出書類の記載事項に変更を生じたときは，特定有期雇用職員は，所要の書類により，その都度速やかに機構に届け出なければならない。

5 正当な理由がなく，指定する期限までに第1項の手続きを怠った場合は，採用を取り消すことができる。

第2節 配置換

(配置換)

第12条 特定有期雇用職員は，業務上の必要により配置換を命じられることがある。

2 特定有期雇用職員は，正当な理由がないときは，前項に基づく命令を拒否することができない。

第3節 退職

(退職)

第13条 特定有期雇用職員は，次の各号の一に該当するときは，退職とし，その身分を失う。

一 退職を願い出て，機構長から承認されたとき

二 雇用契約の期間が満了したとき

三 死亡したとき

四 第39条に規定する定年による退職の日に達したとき

(自己都合退職に係る規定の準用)

第14条 特定有期雇用職員の自己都合退職については、職員就業規則第20条の規定を準用する。この場合において、同条中「職員」とあるのは「特定有期雇用職員」と読み替えて準用するものとする。

第4節 解雇

(解雇に係る規定の準用)

第15条 特定有期雇用職員の解雇については、職員就業規則第23条第2項、同条第3項及び第24条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「職員」とあるのは「特定有期雇用職員」と読み替えて準用するものとする。

第5節 退職後の責務

(退職後の責務に係る規定の準用)

第16条 特定有期雇用職員の退職後の責務については、職員就業規則第25条及び第26条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「職員」とあるのは「特定有期雇用職員」と読み替えて準用するものとする。

第3章 給与

(給与の種類、計算期間及び支給日)

第17条 特定有期雇用職員の給与の種類、計算期間及び支給日は、次の表に掲げるとおりとする。

給与の種類	給与の計算期間	給与支給日
(1) 基本給 (2) 諸手当 通勤手当 CSIRT手当	一の月の初日から末日まで	その月の17日(ただし、その日が日曜日に当たるときは、15日、その日が土曜日に当たるときは、16日、その日が月曜日で休日に当たるときは、18日)
航空手当 極地観測手当 時間外勤務手当 休日給	一の月の初日から末日まで	翌月の17日(ただし、その日が日曜日に当たるときは、15日、その日が土曜日に当たるときは、16日、その日が月曜日で休日に当たるときは、18日)
寒冷地手当	一の年の11月から3月まで	その月の17日(ただし、

		その日が日曜日に当たるときは15日、その日が土曜日に当たるときは、16日、その日が月曜日で休日に当たるときは、18日)
--	--	---

(給与の支払いに係る規定の準用)

第18条 特定有期雇用職員の給与の支払いについては、情報・システム研究機構職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）第3条から第9条まで（第4条第5項及び第7条第1項中の基本給の調整額、管理職手当、初任給調整手当、都市手当、広域異動手当を除く。）の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「職員」とあるのは「特定有期雇用職員」と読み替えて準用するものとする。

(基本給)

第19条 特定有期雇用職員の基本給は、別表第1に掲げる特定有期雇用職員の別に、別表第2に定める号と基本給月額により支給する。

- 2 前項の基本給月額については、その者の職務経験、業績等及び従事すべき業務の内容並びに職員との均衡を考慮して決定する。
- 3 前2項の規定にかかわらず、研究・教育上の業務が認められ極めて権威のある賞を受賞した者、研究・教育活動が極めて顕著であると評価された者又はこれらと同等と認められる業績がある者については、この限りではない。
- 4 雇用契約期間中、基本給月額は改定しない。ただし、前事業年度において勤務成績が極めて良好である場合に限り、当該事業年度当初において上位の基本給月額に改定することができるものとする。
- 5 第1項に基づく基本給月額は、職員給与規程の規定に基づく基本給月額等の改訂があった場合には、準拠して改訂することがある。
- 6 第3条第3項により雇用される者の基本給月額については、その都度機構長が定める。

(給与の特例等に係る規定の準用)

第20条 特定有期雇用職員の給与特例等については、職員給与規程第20条（第20条第2項中の基本給の調整額、扶養手当、都市手当、広域異動手当、期末手当、期末特別手当を除き、同条第3項から第7項までの基本給等から基本給の調整額、扶養手当、都市手当、広域異動手当、期末手当、期末特別手当を除く。）から第22条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「職員」とあるのは「特定有期雇用職員」と読み替えて準用するものとする。

(通勤手当、CSIRT手当、時間外手当、休日給及び寒冷地手当の規定の準用)

第21条 第17条に定める通勤手当、CSIRT 手当、時間外勤務手当、休日給及び寒冷地手当については、職員給与規程第29条、第30条の2、第33条、第34条及び第37条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「職員」とあるのは「特定

有期雇用職員」と読み替えて準用するものとする。

(航空手当)

第22条 第17条に定める航空手当については、職員給与規程第31条の規定を準用する。この場合において、同条中「職員」とあるのは「特定有期雇用職員」と読み替えて準用するほか、次の表の左欄に掲げる第31条第2項の表の字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

一般職基本給表（一）4級以上の級 教育職基本給表3級以上の級	特任専門員・特任技術専門員基本給表28号以上の号 特任教員・特任研究員基本給表18号以上の号
一般職基本給表（一）3級及び2級 教育職基本給表2級	特任専門員・特任技術専門員基本給表10号から27号までの号 特任教員・特任研究員基本給表8号から17号までの号
一般職基本給表（一）1級 教育職基本給表1級	特任専門員・特任技術専門員基本給表9号以下の号 特任教員・特任研究員基本給表7号以下の号

(極地観測手当)

第23条 第17条に定める極地観測手当については、職員給与規程第32条の規定を準用する。この場合において、同条中「職員」とあるのは「特定有期雇用職員」と読み替えて準用するほか、次の表の左欄に掲げる第32条第2項の表の字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

一般職基本給表（一）7級以上の級 教育職基本給表5級以上の級 医療職基本給表4級以上の級	特任教員・特任研究員基本給表31号以上の号
一般職基本給表（一）6級，5級及び4級 教育職基本給表4級及び3級 医療職基本給表3級及び2級	特任専門員・特任技術専門員基本給表28号以上の号 特任教員・特任研究員基本給表18号から30号までの号
一般職基本給表（一）3級 教育職基本給表2級 医療職基本給表1級	特任専門員・特任技術専門員基本給表15号から27号までの号 特任教員・特任研究員基本給表8号から17号までの号

一般職基本給表（一） 2級 教育職基本給表 1級	特任専門員・特任技術専門員基本給表 10号から14号までの号 特任教員・特任研究員基本給表7号以下 の号
一般職基本給表（一） 1級	特任専門員・特任技術専門員基本給表 9号以下の号

（クロスアポイントメント制度適用者の給与）

第23条の2 情報・システム研究機構クロスアポイントメント制度に関する規程（以下「クロスアポイントメント規程」）に基づき、クロスアポイントメント制度を適用する職員の給与については、機構とクロスアポイントメント規程第2条第2項に定める機関との協議によるものとする。

第4章 服務

（服務に係る規定の準用）

第24条 特定有期雇用職員の服務については、職員就業規則第28条から第36条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「職員」とあるのは「特定有期雇用職員」と読み替えて準用するものとする。

第5章 勤務時間及び休暇等

（勤務時間及び休暇等に係る規定の準用）

第25条 特定有期雇用職員の勤務時間及び休暇等については、職員就業規則第37条の規定を準用する。この場合において、同条中「職員」とあるのは「特定有期雇用職員」、
「一の年（1月1日からその年の12月31日までの一暦年）」とあるのは「一の年（4月1日から翌年の3月31日までの一事業年度）」、「試用期間中の職員」とあるのは「特定有期雇用職員」と読み替えて準用するものとする。

第6章 研修

（研修に係る規定の準用）

第26条 特定有期雇用職員の研修については、職員就業規則第38条の規定を準用する。この場合において、同条中「職員」とあるのは「特定有期雇用職員」と読み替えて準用するものとする。

第7章 表彰

（表彰に係る規定の準用）

第27条 特定有期雇用職員の表彰については、職員就業規則第39条（同条第1項第2号を除く。）の規定を準用する。この場合において、同条中「職員」とあるのは「特定有期雇用職員」と読み替えて準用するものとする。

第8章 懲戒等

（懲戒に係る規定の準用）

第28条 特定有期雇用職員の懲戒については、職員就業規則第40条から第43条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「職員」とあるのは「特定有期

雇用職員」と読み替えて準用するものとする。

第9章 安全及び衛生

(安全・衛生管理に係る規定の準用)

第29条 特定有期雇用職員の安全及び衛生管理については、職員就業規則第44条の規定を準用する。この場合において、同条中「職員」とあるのは「特定有期雇用職員」と読み替えて準用するものとする。

第10章 女性

(女性に係る規定の準用)

第30条 女性である特定有期雇用職員の就業制限等については、職員就業規則第45条から第48条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「職員」とあるのは「特定有期雇用職員」と読み替えて準用するものとする。

第11章 出張

(出張に係る規定の準用)

第31条 特定有期雇用職員の出張については、職員就業規則第49条及び第50条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「職員」とあるのは「特定有期雇用職員」と読み替えて準用するものとする。

第12章 災害補償

(災害補償に係る規定の準用)

第32条 特定有期雇用職員の災害補償については、職員就業規則第51条の規定を準用する。この場合において、同条中「職員」とあるのは「特定有期雇用職員」と読み替えて準用するものとする。

第13章 退職手当

(退職手当)

第33条 特定有期雇用職員には、退職手当は支給しない。

第14章 育児休業及び介護休業

(育児休業及び介護休業に係る規定の準用)

第34条 特定有期雇用職員の育児休業及び介護休業については、職員就業規則第53条の規定を準用する。この場合において、同条中「職員」とあるのは「特定有期雇用職員」と読み替えて準用するものとする。

第15章 福利厚生

(社会保険等)

第35条 機構長は、特定有期雇用職員が国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に定める基準により、被保険者に該当するときは、遅滞なく必要な手続きを行うものとする。

第16章 雑則

(知的財産の取扱い)

第36条 特定有期雇用職員の知的財産の取り扱いについて必要な事項は、情報・システ

ム研究機構職務発明等規程に定めるところによる。この場合において、同規程に定める「職員」とあるのは「特定有期雇用職員」と読み替えて準用するものとする。

第17章 期間の定めのない雇用への転換

(期間の定めのない雇用への転換)

第37条 この規程により雇用される期間その他機構における期間の定めのある雇用の期間を通算した期間が5年を超える者が、所定の様式により期間の定めのない雇用への転換を申し出たときは、労働契約法その他の法令の定めるところにより、当該契約の期間の満了する日の翌日から期間の定めのない雇用となる。

2 前項の申し出については、現に締結している契約の期間の満了する日の30日前までに申し出るよう努めるものとする。

3 第1項の規定により期間の定めのない雇用となった者については、期間を定めて雇用されることを前提とする規定は適用しない。

(期間の定めのない雇用への転換の特例)

第38条 次の各号に掲げる者に対する前条第1項の規定の適用については、同条中「5年」とあるのは「10年」とする。

- 一 特任教員
- 二 特任研究員
- 三 学術支援専門員
- 四 学術支援技術専門員

(期間の定めのない雇用となった者の定年退職の日)

第39条 第37条の規定により期間の定めのない雇用となった者の定年は、満60歳（特任教員及び特任研究員においては満65歳）とし、退職の日は、定年に達した日以後における最初の3月31日とする。ただし、満60歳に達した日以後定年退職日までの間に退職した場合も定年退職とする。

2 前項の定年年齢に達した日以後に期間の定めのない雇用となった者については、期間の定めのない雇用となった日を当該定年年齢に達した日とみなし、その日以後の最初の3月31日に退職する。

(期間の定めのない雇用となった者の定年退職後の再雇用)

第40条 第37条の規定により期間の定めのない雇用となった者が、前条の規定による定年退職の日の30日前までに所定の様式により再雇用を申し出たときは、当該退職した日の翌日から満65歳に達する日以後の最初の3月31日までの間、1年を超えない範囲の期間（3月31日までの期間に限る。）を定めて採用し、更新することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 情報・システム研究機構非常勤職員就業規則（平成16年4月1日制定）、情報・シ

システム研究機構非常勤職員の給与等に関する規程（平成16年4月1日制定）、情報・システム研究機構研究業務等に従事する非常勤職員の就業の特例に関する規程（平成17年4月1日制定）及び情報・システム研究機構における南極地域観測事業に従事する非常勤職員の雇用契約期間等の特例に関する規程（平成18年4月1日制定）は廃止する。

（年次有給休暇の継承）

- 3 平成19年3月30日又は同年3月31日に在職していた非常勤職員が、施行日において引き続いて特定有期雇用職員として雇用された場合におけるその者の施行日の前々日又は前日における年次有給休暇の残日数については、情報・システム研究機構職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程第20条の規程を準用する。この場合において、同条中「一の年における年次有給休暇の20日を超えない範囲内の残日数を限度として当該年の翌年」とあるのは「年次有給休暇の20日を超えない範囲内の残日数を限度として施行日」と読み替えて準用するものとする。

附 則

（施行期日）

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 施行日をまたいだ雇用契約を締結している者の基本給月額、改正後の別表第2に定める基本給月額に関わらず、既に締結済みの雇用契約期間が終了するまで変更しないものとする。

附 則

（施行期日）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

（施行期日）

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

（雇用契約に関する経過措置）

- 2 施行日の前日において雇用されていた特定有期雇用職員であって、施行日において引き続き特定有期雇用職員として雇用されている者は、施行日以降の引き続き雇用契約終了までの間、施行日の前日に適用を受けていた改正前の特定有期雇用職員就業規則第9条を適用する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成27年9月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(期間の定めのない雇用への転換)

2 第37条の規定は、平成25年4月1日以後の日を契約期間の初日とする期間の定めのある雇用契約について適用する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

名称	従事すべき業務の内容
特任教員	競争的資金等による研究・教育のうち、その性質上特に当該特定有期雇用職員の裁量により実施することが必要と認められる研究・教育に従事
特任研究員	次の業務のうち、その性質上特に当該特定有期雇用職員の裁量により実施することが必要と認められる業務に従事 1 科学研究費補助金により実施される研究の支援業務等 2 産学連携等のための経費により実施される共同研究、受託研究の研究又は研究支援業務等 3 科学技術振興調整費により実施される研究の研究又は研究支援業務等 4 上記1～3以外の競争的資金等により実施される研究の研究又は研究支援業務等
特任専門員	高度の専門的な知識経験又は優れた見識を一定の期間活用して行うことが特に必要と認める業務に従事
特任技術専門員	高度の技術専門的な知識経験又は優れた技術的見識を一定の期間活用して行うことが特に必要と認める業務に従事
学術支援専門員	高度の専門的な知識経験又は優れた見識を一定の期間活用して行うことが特に必要と認める業務の内、研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成20年法律第63号）第15条の2第1項の規定の適用を受ける業務に従事
学術支援技術専門員	高度の技術専門的な知識経験又は優れた技術的見識を一定の期間活用して行うことが特に必要と認める業務の内、研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成20年法律第63号）第15条の2第1項の規定の適用を受ける業務に従事

別表第2（第19条関係）

イ 特任教員・特任研究員基本給表

号	基本給月額
1	242,000円
2	254,000円
3	270,000円
4	284,000円
5	300,000円
6	318,000円
7	331,000円
8	341,000円
9	355,000円
10	370,000円
11	386,000円
12	402,000円
13	422,000円
14	443,000円
15	468,000円
16	486,000円
17	505,000円
18	529,000円
19	548,000円
20	566,000円
21	583,000円
22	599,000円
23	614,000円
24	628,000円
25	657,000円
26	683,000円
27	706,000円
28	728,000円
29	745,000円
30	759,000円
31	780,000円
32	805,000円
33	830,000円

34	854,000円
35	875,000円
36	895,000円
37	914,000円
38	929,000円
39	939,000円
40	948,000円
41	957,000円
42	960,000円

□ 特任専門員・特任技術専門員基本給表

号	基本給月額
1	241,000円
2	249,000円
3	259,000円
4	269,000円
5	287,000円
6	298,000円
7	309,000円
8	319,000円
9	328,000円
10	345,000円
11	357,000円
12	370,000円
13	382,000円
14	393,000円
15	425,000円
16	438,000円
17	451,000円
18	464,000円
19	477,000円
20	489,000円
21	501,000円
22	513,000円
23	524,000円
24	535,000円
25	545,000円
26	553,000円
27	560,000円
28	614,000円
29	622,000円
30	628,000円
31	632,000円
32	637,000円
33	662,000円
34	666,000円

35	671,000円
36	673,000円
37	708,000円
38	710,000円
39	712,000円
40	715,000円

第 6 1 次南極地域観測隊の行動予定

年 月	主 な 行 動 内 容
2019年 1月 2月	身体検査（1月中） 冬期総合訓練（2月25日（月）～3月1日（金）長野県乗鞍高原を予定）
4月	健康判定
6月	南極地域観測統合推進本部（事務局：文部科学省）へ隊員の推薦 第61次隊員決定（中一下旬：南極本部総会開催）※ 夏期総合訓練（実施予定：6月17日（月）～20日（木）関東近辺を予定） ※身体検査の進捗により、一部の隊員候補者は健康判定・隊員決定が遅れる場合あり。
7月～	準備開始（国立極地研究所にて隊員室開設。公募隊員は極地研採用） ・観測・設営行動実施計画検討 ・物資調達 ・部門別訓練 ・物資梱包・輸送・「しらせ」への物資搭載 ・全員打ち合わせ（8月、10月、11月：計3回）
11月	第61次行動実施計画の決定（上旬：南極本部総会開催） 南極観測船「しらせ」出航（中旬） 第61次観測隊（越冬隊員・夏隊員）出発 （下旬：成田または羽田空港から西オーストラリア・パース経由フリーマントル港着。先行していた南極観測船「しらせ」に乗船） 南極昭和基地へ向けフリーマントル港出港
12月下旬	昭和基地到着 ・物資輸送 ・夏期観測、設営計画の実施
2020年2月初旬 2月上旬	第61次越冬隊 越冬開始 第61次夏隊、60次越冬隊 昭和基地出発
3月下旬	第61次夏隊、60次越冬隊帰国 （オーストラリアから空路日本へ）
4月中旬	南極観測船「しらせ」帰港・物資揚陸作業
11月中旬 下旬	南極観測船「しらせ」出発 第62次観測隊（越冬隊員・夏隊員）出発
2021年2月中旬	第61次越冬隊、62次夏隊 昭和基地出発
3月中旬～下旬	第61次越冬隊、62次夏隊帰国 （オーストラリアから空路日本へ）
4月中旬	「しらせ」帰国・帰国身体検査（61次越冬隊）・物資揚陸

【参考】越冬隊の外国出張期間（予定）：2019年11月27日～2021年3月中旬～下旬
夏隊の外国出張期間（予定）：2019年11月27日～2020年3月22日
※諸事情により日程の変更が生じる場合があります。

(様式1)

第61次南極地域観測隊員候補者応募用紙

希望する公募枠 の専門分野名・ 公募整理番号	(例：調理 S-1)		設 営 部 門	越冬隊
(ふりがな) 氏 名	Ⓜ		性 別	男 ・ 女
生 年 月 日	西 暦 年 月 日	年 齢	才	証明写真貼りつけ (スナップ写真不可)
自宅住所 〒 電話番号： 携帯番号： FAX 番号：				
本籍(都道府県)		出身都道府県		
事務連絡用	<結果通知郵送希望住所：※上記自宅と異なる場合に記載> 〒 <連絡用メールアドレス：確実に連絡可能なアドレス(記載間違い注意)>			
学 歴	年月日	中学校卒業から記入(修了、中退等含む。博士号取得者は明記。西暦で記載。)		
現 職	勤務先名			
	所属部署(支店・課・係、学部・学科など)			
	職務の内容			
	身分(正社員、研究員、期限付職員、パート、アルバイト、自営など)			
	※現職が任期付きの場合は任期終了日を記載 西暦 年 月 日 任期終了			
	所在地			電話番号：

職 歴	年 月～ 年 月	西暦で記載。	
賞 罰			
資 格 ・ 免 許	取得年月日	資格・免許の名称、種類など（応募条件にある資格は免許番号も付記。応募分野に関連していない資格も記載して下さい。西暦で記載。）	
寒冷地及び積雪地の 経験（場所・期間）			
スポーツ歴 （種類・期間）			
趣味・特技			
応募にあたって、勤 務先代表者もしくは 上司の了解の有無	得ている・得ていない （いずれかに○）	得ている場合	役 職 名 氏 名 電話番号
応募にあたって、家 族の了解の有無※	得ている・得ていない （いずれかに○）	得ている場合	両親 ・ 配偶者 ・ その他() （いずれかに○）

※南極における医療の現状と限界についての説明（資料3）を熟読し、家族に説明した上で了解を得ているかどうか

<職務遂行能力等に関する記載欄 ※志望動機等は次項に記載して下さい>

「資料1. 応募分野の職務内容と条件」に対して、保有資格やこれまでの業務経験・実績、現職の状況（職務内容・役割、職場の規模、自営であれば年間の業務日数など）等を詳細に記載し、自分の**職務遂行能力**を具体的に説明して下さい。

<応募動機及び自己 PR>

今回応募に至った理由(志望動機)、前頁の職務遂行能力とは違った観点での自己 PR 等あれば記載下さい。

<備考：応募にあたっての特記事項 ※今後の連絡面で懸念事項がある場合は必ず記載すること>

※記入欄が不足する場合は、適宜追加する。

(様式2)

南極地域観測隊員候補者健康調書(一部抜粋)

○記載項目

ふり がな
氏 名 性別： 男・女

希望する公募枠の専門分野名・公募整理番号 夏隊・越冬隊

生年月日 西暦 年 月 日 (満年齢 歳 ヶ月)

Ⅲ 既往歴

1. 現在までにかかった病気や負傷の種類、その時期や経過について、記入してください。

罹患時期	病名又は負傷名	その年齢	経 過
出 産 直 後 及 び 乳 児 期			
学 齢 期 前			
小 学 校 か ら 高 校 まで			
以 後			

2. 最近疲れを感じますか。

疲れを感じる 疲れを感じない

3. 最近体重に変化が有りますか。

増加(____kg / ____ヶ月前から) 変化なし 減少(____kg / ____ヶ月前から)

4. かぜにかかり易いですか。
 かかり易い (頻度____回/年) かかりにくい
5. 扁桃腺炎にかかり易いですか。
 かかり易い かかりにくい
6. 血圧を測定したことが有りますか。
 有 無

「有」に○をつけた方は、下記の該当欄を記入してください。

項 目	年 齢	収縮期血圧(最大)～拡張期血圧(最小)	
直近の測定値	歳	mm Hg ~	mm Hg

7. 次の症状を訴えたことがあれば○印をつけて、その年齢を記入してください。

脈のみだれ (____歳) 胸ぐるしさ (____歳)
 動 悸 (____歳) む く み (____歳)
 息 切 れ (____歳) 脈拍が多い (____歳)

8. 寒いときの手足の冷えが
 強い 弱い
9. 寒いとしもやけが
 出来やすい 出来にくい

10.

- (1) ツベルクリン反応
 陽 性 陰 性

「陽性」に○をつけた方は、次の事項を記入してください。

- ①陽転の時期： _____歳
- ②陽転の原因： 自然陽転 BCG陽転
- ③BCGの接種： 有 無

(2) 胸膜炎にかかったことが有りますか。

有 (____歳) 無

胸に水がたまったことが有りますか。(「有」に○をつけた方のみ回答してください。)

有 無

(3) 肺結核にかかったことが有りますか。

有 (____歳) 無

(4) 気管支喘息にかかったことが有りますか。

有 (____歳) 無

(5) その他の呼吸器疾患、例えば、肺炎、気管支炎などにかかったことが有りますか。

有 (病名____・____歳) 無

(6) 次の症状を呈したことが有れば○印をつけて、その年齢を記入してください。

寝汗 (____歳) 喀血 (____歳) 咳 (____歳)
胸痛 (____歳) たん (____歳)

1 1. 次の症状を呈したことが有れば○印をつけて、その年齢を記入してください。

黄疸 (____歳)	胆石症 (____歳)
胃・十二指腸潰瘍 (____歳)	回虫症 (____歳)
十二指腸虫症 (____歳)	よく食べ物が嚙めない (____歳)
口がくさい (____歳)	舌がいつも白い (____歳)
食欲がない (____歳)	食後げっぷが多い (____歳)
食後におなかが張ったり胃の具合が悪い (____歳)	
胸やけやすっぱい水が上がる (____歳)	おなかがすいた時、腹が痛い (____歳)
激しい腹痛で時々悩む (____歳)	食べ物がのどや胸につかえる (____歳)
しばし下痢をする (____歳)	血の混じった便が出る (____歳)
黒い便が出たことがある (____歳)	
便秘と下痢を繰り返した (____歳)	

1 2.

(1) 次の症状を呈したことが有れば○印をつけてください。

排尿時に痛みがある (____歳) 排尿しにくかった (____歳)
むくみ (____歳) 排尿の回数が多くなった (____歳)
排尿してもまだ尿がたまっている感じがあった (____歳)
尿量が多くなった (____歳) 尿量が少なくなった (____歳)
尿に血が混じった (____歳) 腎結石のような痛みがあった (____歳)
尿に蛋白が出ると言われた (____歳) 精液に血が混じった (____歳)

(2) 腎炎にかかったことが有りますか。

有 (____歳) 無

(3) 腎結石にかかったことが有りますか。

有 (____歳) 無

(4) 膀胱炎、腎盂炎にかかったことが有りますか。

有 (____歳) 無

1 3.

(1) 次の症状を呈したことが有れば○印をつけてください。

口のかわき (____歳) 性欲がなくなった (____歳)
多量の水を飲む (____歳) 皮膚が化膿しやすい (____歳)

(2) 尿から糖が検出されたり、糖尿病と診断されたことは有りますか。

有 (____歳) 無

1 4.

(1) 次の疾患にかかったことが有れば○印をつけてください。

梅毒 (____歳) 淋病 (____歳) 軟性下疳 (____歳)

(2) ワッセルマン反応を調べたことが有りますか。

有 (陽性・陰性) 無

15. リウマチ、神経痛、関節の痛みなどを訴えたことが有れば、その部位と年齢を記入してください。

部位：_____ 年齢：_____歳

16.

(1) 微熱（37℃～38℃）が1週間以上持続したことが有りますか。

有（_____歳） 無

(2) 38℃以上の発熱が数日以上持続したことが有りますか。

有（_____歳） 無

(3) 赤痢、腸チフス、日本脳炎、マラリアなどの伝染病にかかったことが有りますか。

有（病名：_____・_____歳） 無

17. 膠原病、じん麻疹、薬品アレルギー、花粉症、その他のアレルギーの疾患にかかったことが有りますか。

有（病名：_____・_____歳） 無

18.

(1) 皮下に多くの出血斑がでたことが有りますか。

有（_____歳） 無

(2) 歯ぐきからしばしば出血したことが有りますか。

有（_____歳） 無

(3) 貧血にかかったことが有りますか。

有（_____歳） 無

(4) 血液の病気にかかったことが有りますか。

有（_____歳） 無

19. 甲状腺異常、その他の内分泌疾患にかかったことが有りますか。

有 (病名: _____・ _____歳) 無

20.

(1) 次の症状を呈したことが有れば○印をつけてください。

頭痛 (長く続いた 急激に起こった _____歳)

頭が重い (_____歳) めまい (_____歳) のぼせ (_____歳)

肩こり (_____歳) けいれん (_____歳) 卒倒 (_____歳)

手足が不自由 (_____歳) 手や指がふるえる (_____歳)

しびれる (_____歳) 歩くのが不自由 (_____歳)

意識がなくなった (_____歳) てんかん (_____歳) 喋りづらい (_____歳)

乗り物酔い (_____歳) 手のふるえ (_____歳)

寝つきが悪い (_____歳) めざめやすい (_____歳)

毎日規則的に就寝できない (睡眠時間 _____時間・ _____歳)

21.

(1) 近視

有 (視力: 右 _____・ 左 _____) 無

(2) 色盲

有 無

(3) 結膜炎、その他の眼科疾患にかかったことが有りますか。

有 (病名: _____・ _____歳) 無

22.

(1) 耳鳴りを訴えたり、聞こえにくかったりしたことが有りますか。

有 (_____歳) 無

(2) 外耳炎、中耳炎、乳様突起炎、その他の耳鼻科疾患にかかったことが有りますか。

有 (病名: _____・ _____歳) 無

23.

(1) 湿疹、じん麻疹、水虫、その他の皮膚疾患にかかったことが有りますか。

有 (病名: _____ ・ _____ 歳) 無

(2) 次の症状を呈したことが有れば○印をつけてください。

皮膚が敏感で弱い (_____ 歳) 汗がひどい (_____ 歳)

発疹ができやすい (_____ 歳)

薬物を使ったあと皮膚に発疹が出たりかゆくなった (_____ 歳)

薬物を使ったあとでむかついたり、気分が悪くなった (_____ 歳)

24. むし歯は有りますか。

_____ 本 (治療済 _____ 本、未処理 _____ 本)

25.

(1) 外傷を受けたことが有りますか。

頭部外傷 有 (_____ 歳) 無

内臓損傷 有 (部位: _____ ・ _____ 歳) 無

骨折・脱臼 有 (部位: _____ ・ _____ 歳) 無

はれもの 有 (部位: _____ ・ _____ 歳) 無

(2) 腹部の手術を受けたことが有りますか。

有 (病名: _____ ・ _____ 歳) 無

(3) 肛門からの出血、肛門周囲のかゆみ、痔、脱腸、ヘルニアなどにかかったことが有りますか。

有 (病名: _____ ・ _____ 歳) 無

(4) その他外科的治療 (手術) を受けたことが有りますか。

有 (病名: _____ ・ _____ 歳) 無

(病名: _____ ・ _____ 歳)

26.

(1) お酒は飲みますか。

飲む 飲まない

「飲む」に○をつけた方は、次の①～③にも回答してください。

①好きな酒の種類

清酒 焼酎 ビール ウイスキー ワイン その他 (_____)

②量はどのくらい飲みますか。(例えば、清酒2合など具体的に記入してください)

毎日 _____
機会があれば _____
最高に飲んだ時の量 _____

③酒の肴は食べますか。

食べる (種類: _____) 食べない

(2) タバコは吸いますか。

吸う 吸わない

「吸う」に○を付けた方は、次の①②にも回答してください。

①1日にどれくらい吸いますか。

_____本

②いつ頃から吸い始めましたか。

_____歳

(3) コーヒーは飲みますか。

飲む (1日カップ _____ 杯) 飲まない
飲むときの砂糖の量 (スプーン _____ 杯)

(4) その他の特別な嗜好品があったら、その品名と量を書いてください。

(_____)

27.

(1) 睡眠薬、精神安定剤を使用したことが有りますか。

有 無

「有」に○をつけた方は、次の①～③にも回答してください。

①いつ頃：_____歳

②期間：_____

③使用の理由：_____

28. 現在、何らかの病気で服薬をされていますか。

①病名

1. _____

2. _____

3. _____

②服薬されている薬品名

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____